

## 郡山市広告掲載基準

平成27年4月1日制定

平成28年12月2日一部改正

令和4年6月1日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市広告事業実施要綱（平成27年4月1日制定）第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(広告掲載に当たっての基本的な考え方)

第2条 本基準により市が広告掲載に関する審査を行うときは、本基準の文言のみに一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(規制業種又は事業者)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む業種及びこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32条）第2条第1項に規定する貸金業のうち専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む者
- (3) たばこに関するもの
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関するもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信所・探偵事務所
- (8) 債権取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (11) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (14) 郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例に違反しているもの
- (15) 郡山市屋外広告物条例に違反しているもの
- (16) 各種法令に違反しているもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (18) 社会問題を起こしている業種又は事業者

- (19) 市税又は国税を滞納している事業者
- (20) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者であるとき又は第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき
- (21) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定による政治団体又は宗教法人法（昭和24年法律第126号）第2条の規定による宗教団体
- (22) 政治団体・宗教団体の役職にある者が役員を務める事業者
- (23) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引に該当する取引を営む事業者  
（広告掲載の基準）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。なお、広告を掲載中において、これらに該当するにいたったときも同様とする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 法令により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
  - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 他の者をひぼうし、中傷し、排斥し、名誉を毀損し、信用を失墜し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
  - イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
  - ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての主義又は主張にあたるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - 個人又は団体の意見広告
- (6) 個人の売名を図るもの

(7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 色、デザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を  
起こさせるもの

イ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻  
害するおそれのあるもの

ウ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

(8) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

(9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等、  
消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものを  
いう。

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示、又は誤認を招くような表現を含むもの  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に関しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

例：「今が・これが最後のチャンス」等（今購入しないと次はないという意味）

ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとする  
もの

エ 法令等に違反する業種、商法、商品等

オ 国家資格等に基つかないものが行う療法等

カ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

キ 第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

ク 他人名義の広告

ケ 広告の内容が明確でないもの

コ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保  
証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体、その他公共の機関が別  
に認証等を行なっている商品やサービス等に係るものを除く。）

サ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・  
表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(10) 公衆に危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(11) 公衆に不快の念を起こさせるもの又はそのおそれがあるもの

(12) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又  
は広告内容に関連する等、表示する必然性があるときは、その都度適否を検討するものと  
する

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

- (13) 市が推奨しているかのような市民の誤解を生じさせるもの又はそのおそれがあるもの  
(14) その他掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの。例えば、次のようなものをいう。

- ア 品位を損なう表現のもの
- イ 詐欺的なもの、又は不良商法とみなされるもの
- ウ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの
- エ 投機を著しくあおる表現のもの
- オ 通貨、郵便切手の複写の使用
- カ 謝罪、釈明等のもの
- キ 尋ね人、養子縁組等のもの
- ク 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ その他社会的に不適切なもの
- サ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの  
(広告の表示内容に関する業種ごとの基準)

第5条 具体的な広告内容等に関して審査するに当たり、次の事項に留意するものとする。この場合によっても不明な点については、関係各課に確認するものとする。

(1) 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるものは掲載しない。
- イ 人材募集に見せかけて、商品、材料若しくは機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。
- ウ 労働基準法等関連法令を遵守すること。

(2) 語学教室等

安易さ又は授業料、受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1か月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾、予備校、専門学校等

- ア 合格率等実績を載せるときは、実績年も併せて表示する。
- イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設等が不明確なもの

(4) 外国大学の日本校

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないときは、その旨を、明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

(5) 資格講座

- ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。また、取得する資格が国家資格でないことを明確に表示すること。

「この資格は、国家資格ではありません。」

- イ 受講講座だけで国家資格が取得できるような紛らわしい表現は使用しないこととし、別

に試験を受ける必要があることを明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示をしているものは、掲載しない。

(6) 病院、診療所及び助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること。

イ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（厚生労働省平成19年3月30日付け医政発第0330014号）及び獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）（平成20年6月3日付け19消安第12573号）に沿った広告内容であること。

ウ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

オ マークを用いることはできるが、必ず文字を併記しなければならない。ただし、赤十字のマーク及び名称は、自由に用いることができない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告はできないため、業務内容の確認には特に注意する。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条、厚生労働省医薬品等適正広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）並びに各法令所管官庁の通知等の規定の範囲内で掲載する。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条その他関係法令等に反した表現をしてはならない。

例：「疲労回復」「血液がさらさらになります」等

イ 食品については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。

ウ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。

エ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法例等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（介護老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：「郡山市事業受託事業者」等

イ 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、広告できない。

ウ 有料老人ホーム

アの規定を適用するほか、次に定めるところによる。

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項に規定する各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

エ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

オ サービス付き高齢者向け住宅

(ア) 国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」（告示）に関する事項を遵守すること。

(イ) 本基準第5条(12)不動産事業の規定を遵守すること。

(11) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づき都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買又は賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従うこと。

エ 契約を急がせる表示はしないこと。

例：「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、次のような表示をしない。

- ア 顧問先又は依頼者名（同意書があるときを除く）
  - イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの  
例：「たちどころに解決します。」
- (14) 旅行業
- ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。
  - イ 不当表示に注意すること。  
例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
  - ウ その他広告表示について旅行業法第12条の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
- (15) 通信販売業
- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条の規定に反しないこと。
- (16) 雑誌、週刊誌等について以下のものは掲載しない。
- ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの
  - イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
  - ウ プライバシーの侵害、信用失墜又は業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの
  - エ 有害図書と認められるもの
- (17) 映画、興業等
- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しないこと。
  - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しないこと。
  - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。
  - エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。
  - オ ショッキングなデザインは使用しないこと。
  - カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しないこと。
  - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
- (18) 古物商、リサイクルショップ等
- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
  - イ 一般廃棄物処理業については市町村長の許可、産業廃棄物処理業については都道府県知事（政令指定都市、中核市においては市長）の許可を取得していないときは、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。  
例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等
- (19) 結婚相談所、交際紹介業
- ア 業界団体に加盟していることを明記すること。（加盟証明を確認する）
  - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。
  - ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人 日本経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。
- (20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限る。
  - イ 出版物等の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- (21) 募金等

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることとし、そのことを明確に表示すること。

例：〇〇募金は、〇〇 知事の許可を受けた募金活動です。

(22) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：「〇〇〇のバッグ50,000円、航空券（東京～福岡）15,000円」等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」について、防火対象物定期点検報告を行っていることが必要である。

イ 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームではないことを明確に表示すること。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(24) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(25) 金融商品

ア 投資信託等

(ア) 将来の利益が確実である又は保証されているような表現がないこと。また、利益について掲載するときは、必ず予想に基づくものであることを明確に表示すること。

(イ) 元本保証がない旨等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること。

イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引等

(ア) 監督行政官庁等の許可、登録等の商品取扱に必要な資格を持った事業者であること。また、名称、登録番号及び業界団体会員であることは必ず明らかにすること。

(イ) 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでないこと。

(ウ) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること。

ウ その他の金融商品

当該金融商品の内容に応じ、ア及びイの規定を準用する。

(26) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第3条で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた基準の範囲内でその掲載を認める。

例：たばこ製造、販売事業者の喫煙マナー向上のための広告等

(27) その他表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示するとき、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加及び体験ができるもの

費用がかかるものがあるときには、その旨明確に表示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること。連絡先は固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体のときには、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明らかにすること。

オ 著作権等

著作権、肖像権、特許権、実用新案件、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること。（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の50%引き」等（通常、宝石にはメーカー希望価格はない。）

キ アルコール飲料

(ア) 20歳未満の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

(イ) 20歳未満の飲酒を誘発するような表現をしないこと。

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

ク 個人輸入代行業等の個人営業広告

必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を明確に表示すること。

ケ 消費税表記

消費税の課税対象となる商品・サービス等の価格は、総額表示（税込価格を表示）を原則とする。

（広告媒体ごとの基準）

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体ごと広告掲載において個別の基準が必要なときは、市長が、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。